

第73期

業務報告書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日



高松信用金庫

高松信用金庫経営理念

われわれは郷土の
すべての企業に繁栄を
すべての家庭に幸福を
もたらすために奉仕する



行動指針(3つの約束)

- ①「現場主義」：収益力強化とコンプライアンスは車の両輪です
- ②「縦横の連携」：明るく、風通しの良い職場を作ります
- ③「全員経営」：一人ひとりが自ら考え、自ら動きます

事業の概況

当期は、新たな中期経営計画「支援力の強化と変革への挑戦～たかしんチャレンジ5000～」の初年度であり、コロナ禍で苦しむ地域経済を支えるための「支援力の強化」と、強固な経営基盤を確立するための「持続可能なビジネスモデルの構築」の2点を大きな目標として、様々な取組みを行ってまいりました。「支援力の強化」につきましては、事業者の課題解決や本業支援に注力し、各種補助金申請のサポートやビジネスマッチング等に積極的に取り組むとともに、資金繰り円滑化につきましても柔軟な対応を行っております。また、「持続可能なビジネスモデルの構築」につきましては、SDGs達成に向けた各種取組み、県内金融機関や地元自治体との連携強化による地域活性化に向けた取組み、業務効率化のためのDX推進等を積極的に行ってまいりました。

こうした中、令和3年度決算は、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への資金繰り支援や、有価証券の積極的な運用もあり、経常収益は前期比197百万円増加の6,529百万円、経常利益は前期比273百万円増加の1,294百万円、当期純利益は前期比297百万円増加の1,032百万円となり、2期連続の増収増益決算となりました。また、本業の収益力を示すコア業務純益は、前期比164百万円増加の1,393百万円となりました。

金融機関の健全性を示す自己資本比率は、前期比0.07ポイント上昇した11.21%となり、国内基準の4%を十分満たしています。

新型コロナウイルスの感染拡大につきましては、ワクチン接種や治療薬の実用化などの明るい兆しはあるものの、年明け以降に猛威をふるっているオミクロン株のような感染力の強い変異株が再び流行する懸念もあり、コロナ禍が終息するかどうかは依然不透明な状況となっています。また、世界経済は、パンデミックによるサプライチェーンの混乱や物価上昇が続く中、ロシアによるウクライナ侵攻が開始され、先行きの不透明感が強まっております。香川県内においても、コロナ禍によるインバウンド需要の消失や外出の自粛等の影響に加えて、原材料価格やエネルギー価格の高騰もあり、当金庫の主要な取引基盤である中小企業の経営環境は厳しさを増しております。

信用金庫の原点は、「相互扶助・非営利の理念」です。高松信用金庫は、事業者、個人のお客様に対して親身になって寄り添い、「地域が厳しいときこそ信用金庫の出番である」との気概を持ち、資金繰り支援、経営相談等、地域金融の円滑化に強い決意を持って取り組んでまいります。

令和4年6月

理事長 大橋和夫

一年のあゆみ

- 株式会社香川銀行との「香川県の地域活性化に関する業務連携協定」(かがわアライアンス)を締結

令和3年5月13日(木)、本店を香川県に置く地域金融機関同士が力を合わせ、地域経済をしっかりと支え、より一層地域の発展に貢献していくため、高松信用金庫と株式会社香川銀行との間で、本協定を締結いたしました。



その取組みとして、令和3年9月1日(水)より香川県内の両行庫のATM利用手数料の相互無料化を実施、令和3年11月19日(金)に両行庫の従業員が参加地域企業の商品を実際に「購入して支援」することを目的とした共同社内販売会を開催、令和3年10月18日(月)に新型コロナ対策のための協調融資スキーム「かがわアライアンス新型コロナ対策ローン」を創設いたしました。

その他にも、「投資信託キャンペーン」、「最新DXツール解説セミナー」、「経営なんでも相談会」、香川県の地域性のある食料品の「個別商談会」、両行庫と商工中金との「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」の締結など、様々な取組みを行っております。



かがわアライアンス

- たかまつしんきんキッズクラブのイベント開催

当金庫は、①未来の香川を担う若年層(子供達)の健全な育成に貢献すること、②子育て支援を通じ地元香川県の人口減少の克服に取り組むことを理念として、平成28年10月3日(月)に「たかまつしんきんキッズクラブ」を設立いたしました。

令和3年度においては、令和3年7月24日(土)に日帰り旅行「夏にふれよう！イカのつけ丼作り&ビーチコーミング&イルカのえさやり体験」を実施し、10組20名のお客様にご参加いただきました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、「(株)安岐水産」「(株)日本ドルフィンセンター」をバスで回り、さぬき市の魅力を再発見しました。

また、令和3年8月1日(日)には「サンポート高松デックスギャラリー」の明るく広いスペースにて「キッズフリマ第2弾」

を開催いたしました。出店数は第1部22ブース、第2部22ブースで、出店者、来場者、保護者含め約1,000名と大勢の皆様にご参加いただきました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、2部制で入場制限を行い、入替制で実施いたしました。

同日、高松シンボルタワーでは、職業体験ができる「さぬきっずお仕事パーク」が開催されており、当金庫も「金融体験ブース」で参加いたしました。ブースでは、「1億円の重さ体験」「お札の数え方体験」「おこづかいゲーム」の3つの体験をしていただきました。いずれのイベントも大盛況で終わることができました。



○ 緊急特別融資の取扱い、ならびに相談窓口の設置(ウッドショック対策・原油高騰対策)

ウッドショックや原油高騰による影響を直接的または間接的に受けられた法人および個人事業主の皆様を対象に、令和3年9月6日(月)より「ウッドショック対策緊急特別融資」、令和4年3月8日(火)より「原油高騰対策緊急特別融資」の取扱いを開始いたしました。

あわせて、相談窓口を全営業部に設置し、影響を受けられた方の緊急の借入相談を受付しております。

ウッドショックの影響を受けられた法人・個人事業主の皆様へ

たかまつしんぎん ウッドショック対策 緊急特別融資

● 融資の概要
 借入額の上限 5,000万円以内(10万円単位)
 ● 融資用途
 業務用資金の調達
 ● 融資期間
 【借入期間】1年未満
 【返済期間】1年未満
 【返済回数】12回以内(借入開始から1年以内)
 ● 返済方法
 【返済回数】12回以内
 【返済回数】12回以内
 ● 保証・保証人
 保証人決定させていただきます。

※融資期間の延長、返済回数の短縮、返済利率の優待はございません。
 ※融資期間の延長、返済回数の短縮、返済利率の優待はございません。
 ※融資期間の延長、返済回数の短縮、返済利率の優待はございません。

高松信用金庫
www.takamatsu-cu.co.jp

原油高騰の影響を受けられた法人・個人事業主の皆様へ

たかまつしんぎん 原油高騰対策 緊急特別融資

● 融資の概要
 借入額の上限 5,000万円以内(10万円単位)
 ● 融資用途
 業務用資金の調達
 ● 融資期間
 【借入期間】1年未満
 【返済期間】1年未満
 【返済回数】12回以内(借入開始から1年以内)
 ● 返済方法
 【返済回数】12回以内
 【返済回数】12回以内
 ● 保証・保証人
 保証人決定させていただきます。

※融資期間の延長、返済回数の短縮、返済利率の優待はございません。
 ※融資期間の延長、返済回数の短縮、返済利率の優待はございません。
 ※融資期間の延長、返済回数の短縮、返済利率の優待はございません。

高松信用金庫
www.takamatsu-cu.co.jp

○令和3年度香川県社会福祉協議会会長表彰の受賞

令和3年10月19日(火)に開催された社会福祉協議会創設70周年記念第68回香川県社会福祉大会において、社会福祉活動に対する協力が認められ、令和3年度香川県社会福祉協議会会長表彰を受賞いたしました。



○公益社団法人高松青年会議所との「持続的な地域開発に関する連携協定」の締結

令和3年12月6日(月)、公益社団法人高松青年会議所と「持続的な地域開発に関する連携協定」を締結いたしました。



非営利組織の地域密着型金融機関として、地域経済の活性化に取り組む当金庫と、「明るい豊かな社会の実現」を理想とし、地元のまちづくり・ひとづくりに取り組む同会議所は、お互いの活動や理念、およびSDGsについての考え方について一致する部分が多いため、協働していくことでさらに大きなシナジー効果を発揮し、より一層地域貢献とSDGsの推進に取り組んでまいります。

○東かがわ市との地域活性化に関する包括連携協定

令和4年2月24日(木)、東かがわ市と地域社会及び地域経済の活性化、持続的な発展のために「地域活性化に関する包括連携協定」を締結いたしました。



また、信用金庫の中央金

融機関である信金中央金庫の創立70周年記念事業「SCBふるさと応援団」へ当金庫が同市を推薦し、同市が「東かがわの魅力をも高めるプロジェクト」として応募した結果、信金中央金庫から1千万円の寄附が決定し、寄附金贈呈式を開催いたしました。

○「たかまつしんきんキッズクラブ」地方創生担当大臣表彰の受賞

子育て世帯を応援し、地域の活性化に取り組んでいる「たかまつしんきんキッズクラブ」が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「令和3年度地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」として、昨年度の「SanukiWoman キャリスタ塾」に引き続き2年連続で地方創生担当大臣の表彰を受けました。



表彰式はオンラインで実施され、野田聖子地方創生担当大臣より授与いただきました。



各種サービス・商品のご提供について

○投資信託

現在、「国内債券型」、「外国債券型」、「国内外債券型」、「国内株式型」、「外国株式型」、「国内外株式型」、「国内外バランス型」、「国内不動産投信型」、「外国不動産投信型」、「国内外不動産投信型」、「国内外商品型」で合計64商品の取扱いをしております、幅広いお客様のニーズにお応えしております。



○たかしん投信インターネットサービス

令和3年5月6日(木)より個人のお客様を対象とした「たかしん投信インターネットサービス」の取扱いを開始いたしました。お客様のスマホ・パソコンより投資信託のお取引、投資信託の照会サービス等をご利用いただけます。

○「たかしんモアビジネスローン、職域フリーローン、たかしん教育ローン」

令和3年8月20日(金)より「たかしんモアビジネスローン」、令和3年9月6日(月)より「職域フリーローン」、令和4年1月4日(火)より「たかしん教育ローン」の取扱いを開始いたしました。

「たかしんモアビジネスローン」は、法人・個人事業主のお客様を対象としており、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とした商品です。また、「職域フリーローン」は、職域サポート契約先にお勤めのお客様を対象としており、資金用途は自由で、事業性資金・おまとめ資金にもご利用いただけます。

「たかしん教育ローン」は、従来の当座貸越型（カードローン）とは異なり、毎月返済の証書貸付型で、入学金や授業料をはじめ、教材費や下宿費用、留学費用や教育ローン借換等にご利用いただけます。

当金庫では、お客様の様々なニーズにお応えできる商品を各種取り揃えております。



ご利用のメリット	・お借入れの滞りなく返済が可能 ・お借入れの滞りなく返済が可能 ・お借入れの滞りなく返済が可能 ・お借入れの滞りなく返済が可能
返済方法	口座引き落とし
返済期間	最長360回
返済利率	年4.9%～年13.0% ※借入金額 最大500万円まで 担保・保証人不要!!
WEB申込	24時間受付



たかしん 職域フリーローン

お使いの職業・業種が
「自由」 「専門性資金」や
「おまとめ資金」も
OK!!

年 **4.9%～年13.0%**

借入金額 最大500万円まで 担保・保証人不要!!

WEB申込



たかしん教育ローン 特別金利キャンペーン

令和4年 令和5年
1月4日(木)～6月30日(木)

**1.60%
1.50%**

高松信用金庫

○第2回たかしんSDGs応援定期預金『共助』

令和3年9月13日(月)から令和3年10月25日(月)までの期間、個人のお客様を対象とした「第2回たかしんSDGs応援定期預金『共助』」を取扱いいたしました。当金庫から本定期預金契約総額の0.01% (上限50万円)を社会福祉法人香川県社会福祉協議会を通じて「子ども食堂」へ寄附いたしました。



第2回たかしんSDGs応援定期預金『共助』

◆お申込み期間	令和3年9月13日(月)～令和3年10月25日(月)
◆お申し込み者	個人のお客さま
◆お申し込み金額	100万円以上、1,000万円未満(100万円未満の場合は100万円単位で)
◆お申し込み期間	1年(自由解約期間100円未満)
◆お申し込み利率	スーパー定期預金優遇(スーパー定期預金300円未満)
◆お申し込み金利	年0.01%

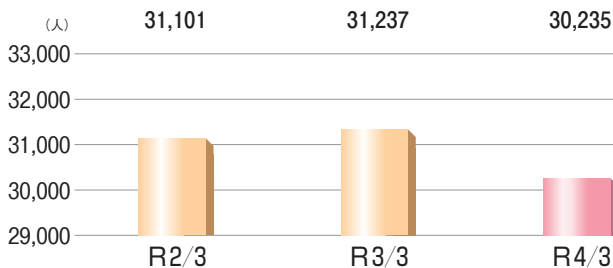
高松信用金庫



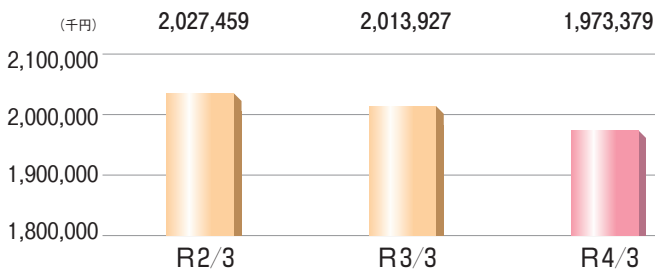
過去3年のあゆみ

令和元年度 令和2年度 令和3年度

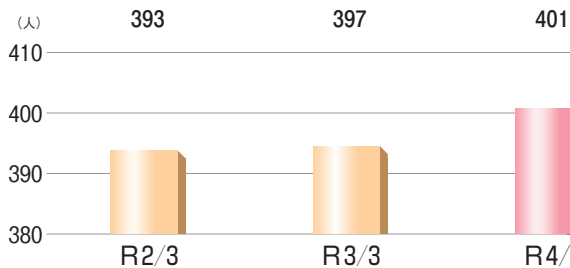
会 員 数



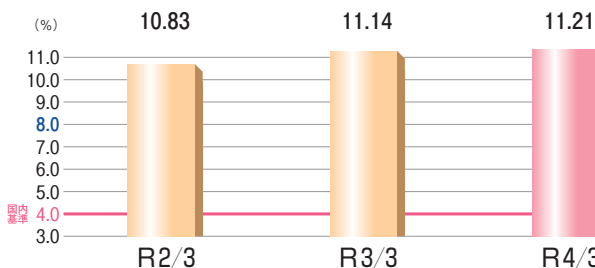
出 資 金



常勤役職員数



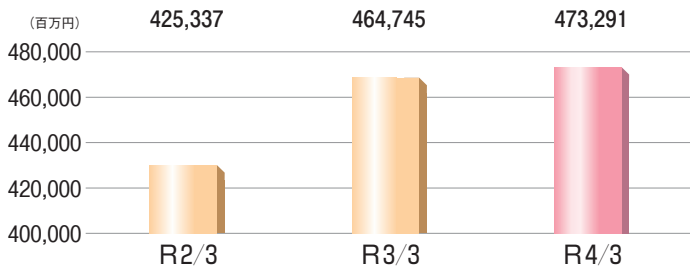
自己資本比率の推移



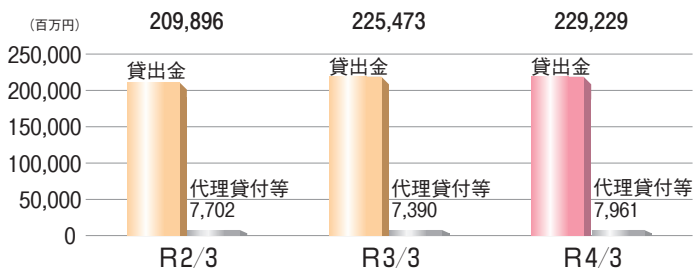
預金・貸出金の推移

令和元年度 令和2年度 令和3年度

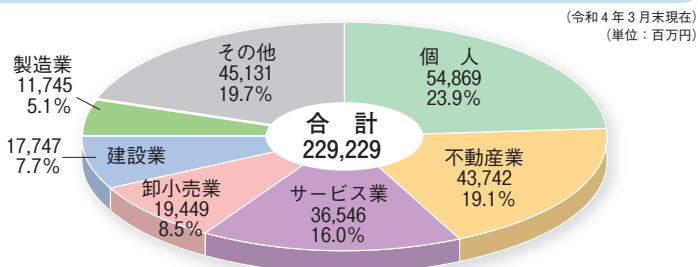
預金の推移



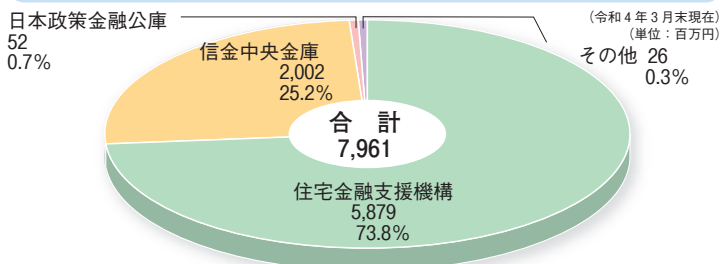
貸出金・代理貸付等の推移



貸出金の業種別内訳



代理貸付等の内訳



信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

当金庫の経営の健全性をご理解いただくため、信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況を分かりやすく開示することに努めています。

◎信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区 分	令和4年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額(A)	2,742
危険債権額(B)	6,606
合計(C) = (A) + (B)	9,348
担保・保証等による回収見込額(D)	5,053
回収に懸念がある債権額(E) = (C) - (D)	4,295
個別貸倒引当金(F)	3,786
回収困難と思われる不良債権額(G) = (E) - (F)	508

(注)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に対して、「個別貸倒引当金」で合計3,786百万円引き当てています。

(単位:百万円)

区 分	令和4年3月末
三月以上延滞債権額(H)	5

(注)「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。上記に対する「担保・保証等による回収見込額」は5百万円、「貸倒引当金」は0百万円となっています。

(単位:百万円)

区 分	令和4年3月末
貸出条件緩和債権額(I)	305

(注)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。上記に対する「担保・保証等による回収見込額」は194百万円、「貸倒引当金」は24百万円となっています。

*三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額を含む要管理先に対する一般貸倒引当金は34百万円となっていますが、貸借対照表の一般貸倒引当金残高の882百万円より少なくなっています。その差額847百万円は、正常先、その他要注意先の一般貸倒引当金であり、信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権に充当できます。

(単位:百万円)

区 分	令和4年3月末
正常債権額(J)	222,495

(注)「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当しない債権です。

(単位:百万円)

区 分	令和4年3月末
総与信額(K) = (A) + (B) + (H) + (I) + (J)	232,154

◎信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権に対する備え

(単位:百万円)

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権総額	9,659
担保・保証等による回収見込額	5,253
貸倒引当金	3,811
差引未カバー額	594

*未カバー部分については、純資産の部(出資金、準備金、剰余金等)総額25,895百万円で充分備えは確保しています。

貸借対照表

第73期 令和4年3月31日現在 (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	3,631	預 金 積 金	473,291
預 け 金	151,942	当 座 預 金	6,216
買 入 金 銭 債 権	2,842	普 通 預 金	214,790
金 銭 の 信 託	500	貯 蓄 預 金	1,333
有 価 証 券	186,583	通 知 預 金	152
国 債	23,320	定 期 預 金	228,994
地 方 債	4,816	定 期 積 金	14,091
社 債	81,509	そ の 他 の 預 金	7,712
株 式	4,599	借 用 金	75,485
そ の 他 の 証 券	72,336	借 入 金	75,485
貸 出 金	229,229	そ の 他 負 債	1,153
割 引 手 形	811	未 決 済 為 替 借 借	95
手 形 貸 付	11,165	未 払 費 用	168
証 書 貸 付	204,574	給 付 補 填 備 金	4
当 座 貸 越	12,677	未 払 法 人 税 等	120
そ の 他 資 産	2,986	前 受 収 益	30
未 決 済 為 替 貸	54	払 戻 未 済 金	40
信 金 中 金 出 資 金	2,184	払 戻 未 済 持 分	25
前 払 費 用	36	職 員 預 り 金	333
未 収 収 益	586	金 融 派 生 商 品	12
そ の 他 の 資 産	123	リ ー ス 債 務	1
有 形 固 定 資 産	4,304	資 産 除 去 債 務	78
建 物	1,214	そ の 他 の 負 債	241
土 地	2,727	賞 与 引 当 金	111
リ ー ス 資 産	1	退 職 給 付 引 当 金	975
建 設 仮 勘 定	0	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	85
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	361	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	23
無 形 固 定 資 産	64	繰 延 税 金 負 債	3
ソ フ ト ウ ェ ア	41	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	309
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	22	債 務 保 証	2,021
前 払 年 金 費 用	63	負債の部合計	553,460
債 務 保 証 見 返	2,021	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△4,811	出 資 金	1,973
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,929)	普 通 出 資 金	1,973
		利 益 剰 余 金	22,175
		利 益 準 備 金	2,013
		そ の 他 利 益 剰 余 金	20,161
		特 別 積 立 金	19,100
		当 期 未 処 分 剰 余 金	1,061
		処 分 未 済 持 分	△0
		会 員 勘 定 合 計	24,148
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,203
		土 地 再 評 価 差 額 金	543
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,746
		純資産の部合計	25,895
資産の部合計	579,356	負債及び純資産の部合計	579,356

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 23年～47年
 その他 3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権除く）に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。要管理先債権に相当する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署及び融資部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っており、当該部署から独立した監査部が査定結果及び引当を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生日の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：その発生日の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）	
年金資産の額	1,732,930 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,817,887 百万円
差引額	△ 84,957 百万円

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日現在）

0.3642 %

- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金71百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。
11. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

13. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

14. 会計方針の変更

（収益認識会計基準）

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

（時価算定会計基準）

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

15. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 4,811百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により重要な影響を受けている特定の業種については、今後予想される業績悪化の状況を見積り貸倒実績率に修正を加えた予想損失率によって、追加の貸倒引当金424百万円を計上しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う緊急事態宣言発出による影響は、今後1年程度は続くものと想定しておりましたが、国内外における感染の状況等を踏まえ、当事業年度末において、さらに1年程度は続くものと想定し、特定の業種向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額150百万円
18. 子会社等の株式の総額0百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額7,056百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,742百万円
危険債権額	6,606百万円
三月以上延滞債権額	5百万円
貸出条件緩和債権額	305百万円
合計額	9,659百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は811百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	11,000百万円
有価証券	71,912百万円
貸出金	5,890百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	75,475百万円

上記のほか、日本銀行金融ネットワークシステムの担保として日本銀行へ有価証券を311百万円、当座借越契約の担保及び為替決済保証金として信金中金へ預け金（信金中金定期預金）を10,500百万円差し入れております。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,322百万円

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は780百万円であります。
25. 出資1口当たりの純資産額6,561円84銭
26. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業に関する管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣が参加する融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクは、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及び資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）、「貸出金」、「預金積金」、「預け金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、4,748百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表		
	計上額	時価	差額
①預け金	151,942	151,945	3
②有価証券	186,358	186,358	-
その他有価証券	186,358	186,358	-
③貸出金(*1)	229,229		
貸倒引当金(*2)	△ 3,916		
貸出金計	225,312	225,802	490
金融資産計	563,612	564,106	493
①預金積金	473,291	473,367	76
②借入金	75,485	75,483	△ 1
金融負債計	548,776	548,851	74

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、28. から30. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、残存期間が短期間のもので変動金利によるもの等は貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社等株式(*1)	0
非上場株式(*1)	42
信金中央金庫出資金(*1)	2,184
投資事業組合出資金(*2)	181
合計	2,409

(* 1) 子会社等株式、非上場株式（時価のあるものは除く。）及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
①預け金(*1)	99,442	42,000	2,000	8,500
②有価証券(*2)	9,762	51,712	63,330	44,811
③貸出金(*3)	34,109	79,722	55,207	44,086
合計	143,313	173,434	120,538	97,398

(* 1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(* 2) その他有価証券のうち満期がある債券の期間ごとの償還予定額を、計上しております。

(* 3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定金額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
①預金積金(*)	438,036	35,224	9	20
②借入金	58,671	12,045	2,328	2,440
合計	496,707	47,269	2,337	2,460

(* 1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
①株式	3,951	2,363	1,588
②債券	75,725	74,019	1,706
国債	11,492	11,121	370
地方債	4,816	4,664	151
社債	37,289	36,682	607
外国証券	22,127	21,549	577
③その他	13,785	12,890	894
小計	93,462	89,272	4,189
(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
①株式	605	684	△79
②債券	80,011	81,669	△1,658
国債	11,828	12,237	△408
地方債	-	-	-
社債	44,220	44,866	△646
外国証券	23,962	24,566	△603
③その他	12,279	13,084	△804
小計	92,895	95,437	△2,542
合計	186,358	184,710	1,647

(注) 上記の評価差額から繰延税金負債444百万円を差し引いた額1,203百万円が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
①株式	360	205	28
②債券	3,202	7	-
国債	2,598	3	-
地方債	-	-	-
社債	603	4	-
外国証券	-	-	-
③その他	7,298	38	315
合計	10,860	251	343

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合、又は期末日における時価が取得価額に比べ30%以上50%未満下落した場合で、①過去1年間に一度も時価下落率が30%未満にならなかった場合（なお、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。）②発行会社が債務超過の状態にある場合、あるいは2期連続で当期損失を計上しており、翌期も当期損失計上が予想される場合であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は83,176百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが23,473百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,069 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	270
減価償却費損金算入限度額超過額	102
固定資産減損	219
賞与引当金	30
有価証券減損	12
その他	214
繰延税金資産小計	1,920
評価性引当額	△1,459
繰延税金資産合計	461
繰延税金負債	
建物（資産除去費用）	3
その他有価証券評価差額金	444
その他	17
繰延税金負債合計	464
繰延税金負債の純額	3

33. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額はありません。

損益計算書

第73期 (令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常 収 益			6,529,954
資 金 運 用 収 益		5,370,605	
貸 出 金 利 息		3,139,737	
預 け 金 利 息		219,510	
有 価 証 券 利 息 配 当		1,943,600	
そ の 他 の 受 入 利 息		67,757	
役 務 取 引 等 収 益		764,073	
受 入 為 替 手 数 料		221,431	
そ の 他 の 役 務 収 益		542,641	
そ の 他 の 業 務 収 益		58,683	
国 債 等 債 券 売 却 益		7,226	
そ の 他 の 業 務 収 益		51,457	
そ の 他 の 経 常 収 益		336,591	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		90,445	
償 却 債 権 取 立 益		1,059	
株 式 等 売 却 益		243,894	
金 銭 の 信 託 運 用 益		0	
そ の 他 の 経 常 収 益		1,190	
経 常 費 用			5,235,371
資 金 調 達 費 用		108,587	
預 金 利 息		70,925	
給 付 補 填 備 金 繰 入 額		3,099	
借 用 金 利 息		32,836	
そ の 他 の 支 払 利 息		1,725	
役 務 取 引 等 費 用		528,926	
支 払 為 替 手 数 料		70,599	
そ の 他 の 役 務 費 用		458,326	
そ の 他 の 業 務 費 用		334,793	
国 債 等 債 券 売 却 損		315,530	
国 債 等 債 券 償 還 損		823	
金 融 派 生 商 品 費 用		17,392	
そ の 他 の 業 務 費 用		1,047	
経 費		4,185,859	
人 件 費		2,722,736	
物 件 費		1,325,368	
税 金		137,754	
そ の 他 の 経 常 費 用		77,204	
貸 出 金 償 却		655	
株 式 等 売 却 損		28,401	
そ の 他 の 経 常 費 用		48,147	
経 常 利 益			1,294,583
特 別 利 益			9,951
固 定 資 産 処 分 益		9,951	
特 別 損 失			5,583
固 定 資 産 処 分 損		5,583	
税 引 前 当 期 純 利 益			1,298,950
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		273,142	
法 人 税 等 調 整 額		△ 6,607	
法 人 税 等 合 計			266,534
当 期 純 利 益			1,032,416
繰 越 金(当 期 首 残 高)			28,670
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額			737
当 期 未 処 分 剰 余 金			1,061,823

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社等との取引による費用総額28百万円

3. 出資1口当たり当期純利益金額25円41銭

4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

第73期 (令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,061,823,870円
積 立 金 取 崩 額	40,548,500
利益準備金限度超過取崩額	40,548,500
剰 余 金 処 分 額	1,079,467,072
普通出資に対する配当金 (年2%)	39,467,072
特 別 積 立 金	1,040,000,000
繰 越 金 (当期末残高)	22,905,298

役 員

(令和4年6月21日現在)

理 事 長	大 橋 和 夫	理 事	木 野 戸 秀 行
専務理事	高 田 正 博	理 事	丹 生 兼 宏
常務理事	橋 本 建 造	理 事	神 原 文 弘
常勤理事	山 下 登 志 男	監 事	楠 瀬 正 司
常勤理事	長 井 政 成	監 事	岡 薫
常勤理事	青 井 敏 文		
常勤監事	豊 田 修		

ATM・CDのご案内

高松信用金庫の **ATMは** **稼働時間中いつでも** **入出金手数料無料**

このATMは時間外出入金手数料 **無料**です!!

しんきんのキャッシュカードなら 全国のしんきんATMで **手数料 0円**

お引き出し お預かり入れ

しんきんATM ゼロネットサービス

▶ 店舗外当金庫設置ATM (時間外入出金手数料無料)

店舗外ATM	所在地
高松シンボルタワー	高松市サンポート2-1 マリタイムプラザ高松1F
片原町ノブヤ靴店	高松市片原町1-11
高松市役所	高松市番町1-8-15
宮脇出張所	高松市宮脇1丁目35-6
高松競輪場前	高松市福岡町1-453-4
イオン高松東店	高松市福岡町3-379-2
ゆめタウン高松	高松市三条町字中所608-1
J R 高松 駅	高松市浜ノ町1-243 2F
イオンモール高松	高松市香西本町1-1
マルナカ香西店	高松市香西本町1-176
マルナカ国分寺店	高松市国分寺町新居字野末1074-1
フジグラン十川	高松市十川東町55-1
道の駅・香南楽湯	高松市香南町横井997-2
鴨川出張所	坂出市府中町6069-10
J R 丸亀 駅	丸亀市新町6-3-50
ゆめタウン丸亀	丸亀市新田町150
フジ志度店	さめき市志度2431-1
ベルシティ	木田郡三木町鹿伏310
イオンモール綾川	綾歌郡綾川町萱原822-1

▶ 他行設置共同ATM・CD (無料対象外)

店舗外ATM・CD	所在地
高松市役所	高松市番町1-8-15
瓦町フラッグ	高松市常磐町1-3-1 9F
三越高松店	高松市内町7-1
香川県立中央病院	高松市朝日町1-2-1
香川県庁	高松市番町4-1-10
マルナカ仏生山店	高松市仏生山町甲415-4
高松市立みんなの病院	高松市仏生山町甲847-1
ダイキ・ワン川島	高松市川島東町504
パワーシティ屋島	高松市屋島西町字百石1912-1
マルナカ木太店	高松市木太町1682-1
パワーシティレインボー店	高松市多肥下町1552-17
ウイングポート	高松市香川町大野917-1
マルナカ八栗店	高松市牟礼町牟礼2615-1
コープ坂出	坂出市富士見町1-1192-1
マルナカ飯山店	丸亀市飯山町東坂元字秋常127-1
フジグラン丸亀	丸亀市川西町南1280-1
マルナカ土器店	丸亀市土器町東4丁目788
イオンタウン宇多津	綾歌郡宇多津町浜二番丁16
イオンタウン多度津	仲多度郡多度津町北鶴2-10-1
マルナカ新土庄店	小豆郡土庄町字半の池甲1360-71

令和4年6月1日現在

店舗のご案内

店舗名	所在地	電話
本店営業部	〒760-0052 高松市瓦町1丁目9-2	☎ 087-836-3011
栗林支店	〒760-0073 高松市栗林町1丁目7-17	☎ 087-831-1641
西通町支店	〒760-0013 高松市扇町1丁目25-57	☎ 087-851-0105
八本松支店	〒760-0018 高松市天神前6-21	☎ 087-831-1658
片原町支店	〒760-0040 高松市片原町5-6	☎ 087-851-0058
花園支店	〒760-0063 高松市多賀町2丁目19-10	☎ 087-831-1851
屋島支店	〒761-0104 高松市高松町3008-2	☎ 087-841-9181
木太支店	〒760-0080 高松市木太町1842-2	☎ 087-862-8723
元山支店	〒761-0311 高松市元山町948-2	☎ 087-866-3111
レインボー支店	〒760-0079 高松市松縄町1118-4	☎ 087-867-0111
弦打支店	〒761-8032 高松市鶴市町2001-12	☎ 087-882-8828
仏生山支店	〒761-8078 高松市仏生山町甲505-7	☎ 087-888-0033
一宮支店	〒761-8084 高松市一宮町328-5	☎ 087-885-3121
太田支店	〒761-8074 高松市太田上町798-3	☎ 087-866-8598
空港口支店	〒761-1706 高松市香川町川東上1806-5	☎ 087-879-1211
国分寺支店	〒769-0104 高松市国分寺町新名440-11	☎ 087-875-0001
坂出支店	〒762-0044 坂出市本町3丁目6-14	☎ 0877-46-4459
坂出東支店	〒762-0001 坂出市京町2丁目5-29	☎ 0877-46-2334
宇多津支店	〒769-0210 綾歌郡宇多津町1898-3	☎ 0877-49-2270
丸亀城西支店	〒763-0034 丸亀市大手町3丁目3-21	☎ 0877-25-5300
丸亀支店	〒763-0082 丸亀市土器町東8丁目3	☎ 0877-24-1234
丸亀南支店	〒763-0093 丸亀市郡家町2608-5	☎ 0877-58-2811
善通寺支店	〒765-0011 善通寺市上吉田町3-3-13	☎ 0877-62-0568
琴平支店	〒766-0002 仲多度郡琴平町163-26	☎ 0877-73-2525
多度津支店	〒764-0016 仲多度郡多度津町東浜4-8	☎ 0877-33-1313
高瀬支店	〒767-0002 三豊市高瀬町新名956-1	☎ 0875-72-6560
観音寺支店	〒768-0067 観音寺市坂本町6丁目3-18	☎ 0875-23-2552
志度支店	〒769-2101 さぬき市志度895	☎ 087-894-1781
三本松支店	〒769-2601 東かがわ市三本松609-1	☎ 0879-25-7111
三木支店	〒761-0702 木田郡三木町平木茶園22-2	☎ 087-898-1221
土庄支店	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲1387-5	☎ 0879-62-1244